

～ 生活習慣病予防健診Q&A ～

Q.1 申込用紙に名前の載っていない人がいますか？

A.1 申込用紙にお名前の記載のある方は、平成21年12月末の時点において健診の対象者（平成22年度に、一般健診は35～74歳、単独子宮がん検診は20歳以上の被保険者）となる方です。
このため、1月以降に被保険者となられた方は申込用紙に記載がありませんので、白紙の申込用紙（協会けんぽのホームページからダウンロードできます）をご利用いただき、お申し込みください。
また、既に資格を喪失されている被保険者の方については、申込用紙からお名前を抹消していただきますようお願いいたします。

Q.2 新たに加えた従業員の保険証が交付されていませんが、申込はできますか？

A.2 保険証が交付され、記号番号が確定した後、追加で申込書の作成・郵送をお願いいたします。白紙の申込用紙がない場合は、協会けんぽのホームページからダウンロードをしてご使用ください。

Q.3 35歳未満の被保険者は受診できないの？

A.3 35歳未満の方は協会けんぽの生活習慣病予防健診を受けることはできません。受診をご希望の場合は、助成対象とならないため全額ご負担いただくようになります。この場合は、協会けんぽへのお申し込みは不要ですので、健診機関へ直接ご連絡ください。

Q.4 検査項目を増やしたいのだけど？

A.4 生活習慣病予防健診の検査項目以外に受診を希望される場合、追加検査分については全額自己負担となります。追加検査のお申込みは直接健診機関へお願いいたします。なお、40歳・50歳の節目の年齢の方は付加健診の対象となります。一般健診に比べ検査項目が充実していますので、ご利用ください。

Q.5 健診の予約日が近いのに、案内や検査キット等が届かない？

A.5 予約をした健診機関へ直接お問い合わせください。なお、健診機関からの検査キットの発送には、協会けんぽからの申込者の情報提供が必要となりますが、この作業に相当期間を要しています。
このため、受診予定日については余裕をもった日程で予約をお願いいたします。また、健診機関への予約が済みましたら、速やかに協会けんぽへ申込書の郵送いただくようお願いいたします。

Q.6 近くに受診できる健診機関がないのですが？

A.6 広島県内における受診可能な健診機関は、パンフレット等に記載の健診機関となります。なお、検診車による健診も実施していますので、お近くに健診機関のない事業所様については、こちらのご利用をお勧めいたします。
また、他県の健診機関を利用されたい場合は、協会けんぽのホームページをご覧ください。電話にてお問い合わせください。

Q.7 受診年月日が確定していませんが、申込はできますか？

A.7 受診日の確定した方から申込書の郵送をお願いいたします。申込用紙をコピーし受診日の確定していない被保険者分は申込用紙から抹消してください。

Q.8 胃の健診は「胃カメラ検査」ですか？

A.8 胃の健診は、「胃のレントゲン検査」です。ただし、医師が必要と判断した場合は、「胃カメラ検査」を実施する場合があります。